

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
4	R7.7.9	R7.7.23	①平成29年4月より、産業労働局 都立中央・城北職業能力開発センターの職業訓練生であった、私（〇〇）が、訓練実施施設先であった、〇〇学校での同校教員によるハラスメント被害を訴えた事案で、同年11月2日、「担当者不在で受付不可」と返答した東京都（同センター内、再就職促進訓練室）に代わり、申告を受付けた飯田橋公共職業安定所により、平成29年11月6日付で作成され、東京都側に対応要請を行ったとされている、「公共職業訓練実施施設に係る苦情連絡票」に係る、同センター内の決済文書 ②上記①の「公共職業訓練実施施設に係る苦情連絡票」に基づき、同センター（再就職促進訓練室）が、東京労働局へ送付し、平成30年1月30日付の回答書面「苦情連絡票への回答」に係る決済文書						1										当該開示請求に係る公文書の存否を答えることにより、東京都情報公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報を開示することになるため、東京都情報公開条例第10の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、不開示とする。	産業労働局中央・城北職業能力開発センター 再就職促進訓練室

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]